

裁 決 書

審査請求人

岩手県盛岡市

処分を行った行政庁

独立行政法人

環境再生保全機構

主 文

本件審査請求に係る独立行政法人環境再生保全機構の処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求の趣旨は、独立行政法人環境再生保全機構（以下「処分庁」又は「機構」という。）が平成19年6月28日付けで請求人に対して行った石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号。以下「法」という。）第5条第1項に基づく申請について、 氏が法第4条第1項の認定を受けることができる者でないと決定したとする処分（以下「原処分」という。）を取り消すことを求めるものである。

これに対し、処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、「被害者が中皮腫で亡くなったこと

は、主治医、病理医が確認し、死亡診断書にもその旨記載されています。特別遺族弔慰金などの申請の遺族は、死亡診断書をもとに認定しており、不公平です。中皮腫でないなら、他の確定病名が何なのか明らかにせず、ただ中皮腫でないとするのは無責任であり、行政処分として許されません。いずれか確からしい病名で認定するのが救済制度であると考えます。資料が必ずしも整わないまま亡くなった方について認定しないのは残酷であり、到底納得できるものではありません。地方公務員災害補償基金の専門医も中皮腫と判断しており、環境省の判定には疑義があります。」とする。

これに対し、処分庁は、この請求人の述べる理由を否認する。

第2 事案の概要

1 経過

- (1) 請求人の妻■■■■■（以下「認定申請者」という。）は、石綿を吸入することにより中皮腫にかかったとして、平成18年4月20日付けで、機構に対し、法第4条第2項に基づく認定を申請したが、その後の同年8月■■■■■に死亡した。
- (2) そこで、請求人は、同月17日付けで、法第5条第1項に基づき、申請中死亡者に係る決定申請を行った。
- (3) 処分庁は、これに対して、同年12月27日、認定申請者らから受領した診断書等所要の資料を添えて環境大臣に医学的判定を申し出、さらに、その後に得たエックス線フィルム等の資料をもとに医学的再判定を申し出たところ、同19年6月25日、同大臣から「提出された病理標本、放射線画像等を含めた資料を総合的に検討した結果、中皮腫でないと判定されたため」、「石綿を吸入することにより指定疾病にかかったと認められない」との通知を受けた。

そこで、処分庁は、認定申請者が法第4条第1項の認定を受けることができる者とは認められないとして、同月28日、請求人に対し、「石綿による健康被害の救済に関する法律第5条第1項の認定申請中死亡者の決定申請に係る決定等について（通知）」を送付した。

（同通知の概要）

審査した結果、上記環境大臣からの通知と同一内容の理由により、石綿を吸入することにより指定疾病にかかったと認められない。

（4）請求人は、これを不服として、同年7月14日付けで当審査会に対して審査請求を行った。

2 争点

本件における争点は、認定申請者の死亡原因が石綿を吸入することによりかかった中皮腫であるかどうかである。

第3 争点に関する当事者の主張

（略）

第4 審査資料

（略）

第5 考察

1 請求人ら提出資料について

（1）内容

請求人ら提出に係る資料は、画像、病理標本及び細胞診標本を除くと、以下のとおりである。

ア ■■■■医師作成の診断書（中皮腫用）（物件4）

これによると、臨床経過や画像（同9）のほか、病理組織診断報告書（同10、13）、細胞診報告書（同11）等を根拠に、中皮腫と

診断されている。

イ 病理組織診断報告書（同 10、13）

ここでは、所見として、「多角形を呈する異型細胞が線維性結合織を伴って、充実性ないし部分的に papillary に増生する像を認めます。

Mesothelioma として compatible と考えます。」とされている。

ウ 細胞診報告書（同 11）

これは胸水の細胞診によるものであるが、まず、平成 17 年 12 月 14 日報告のものでは、詳細な細胞所見が記載された上、結論的には、「今回の標本は malignant mesothelioma を疑い、さらに検索の必要な標本と考えます。」とされて、疑陽性との判定がなされている。

また、同月 26 日報告のものでは、異型細胞の免疫染色結果として、EMA（+）、calretinin（+）、CEA（±）、AE1/AE3（±）、D2-40（-）、desmin（-）、surfactant apoprotein（+）、TF-1（+）とされており、「形態的には malignant mesothelioma を疑うものの、免疫染色の結果からは断定はできませんでした。臨床的にご検討ください。」とされ、陽性と判定されている。

（2）検討

上記資料等に特に問題は見当たらず、細胞診とはいえ、calretinin（+）等の免疫染色結果等を含めて判断されており、主治医による診断として尊重に値すると思われる。

なお、請求人らによる反論書添付の公務災害認定通知書（新規）及び請求人代理人の「資料の提出と意見」によると、地方公務員災害補償基金岩手県支部において認定申請者が中皮腫に罹患していたことが認定されており（ただし、公務外の災害と認定されている。）、注目に値し、

その事実自体、一つの有力な積極的資料と言うべきである（ただし、残念ながら当該資料からはその医学的根拠は十分には明らかでない。）。

2 環境大臣による医学的判定について

(1) 経緯及び内容

処分庁が原処分を適正とする根拠は、要するに環境大臣による医学的判定にあることから、まずその内容を検討することとするが、環境大臣から処分庁あての通知（物件23）添付の判定票及びこれを受けて処分庁から請求人あてに発出された通知（同24）では、中皮腫と判定されなかった理由について、「本件については、提出された病理標本、放射線画像等を含めた資料を総合的に検討した結果、中皮腫でないと判定されたため」と記載されているに過ぎないので、その詳細は不明であるものの（なお、この点に関する当審査会の見解を改めて述べれば、この程度の理由の開示をもってしては、処分の理由の提示を求める行政手続法第8条の要請を満たさないばかりか、石綿による健康被害の救済を図る法の趣旨にももとするものであって、請求人に対してより詳細な理由が告げられるべきであると考え。））、処分庁の平成19年12月26日付け「不服審査請求に関する反論書に係る回答について」に添付された「反論書に関する医学的判定に係る事項について」により、追加資料の提出後に開催されて判定に及んだ審査分科会及び小委員会の審査の概要を見てみると、下記のとおりである。

ア 平成19年5月11日開催の第39回審査分科会

- A委員 体腔液細胞診で一見中皮腫っぽいんですけども、実際には典型例に比べると細胞の性状と違いますか、下腔の偏在とか、細胞辺縁のシャープさとか、そういったことも含めて腺がんを考えて返

事をお書きしました。免疫染色を見せていただいたら、CEAが陽性、それからTTF-1も陽性、surfactant apoproteinも陽性ということで、肺の腺がんとして矛盾しないということです。

(中略)

○事務局 それでは、腺がんで認定という整理でよろしいでしょうか。

○L委員 そうですね。いいと思います。

○事務局 では、腺がんで認定ということで整理をさせていただきます。

イ 同年6月21日第23回小委員会

(前略)

○G委員 違いますね。プラークはないですね。線維化は。

○H委員 プラークがきちっとあればとりますけど、これは難しいですね。

○G委員 これは×にしましょうか。免染では、中皮腫は否定されると。コメントとして。肺がんとしては、プラークはない、と。

○N委員 線維化もない、と。

(中略)

○G委員 いずれにしても、中皮腫でないということで返しましょう。

以上のような審議の結果、本件については、中皮腫でないと判定できるとされた。

(2) 検討

小委員会の議論のポイントとしては、

ア 病理組織の検体の免疫染色結果は、CEA (+)、TTF-1 (+)、surfactant apoprotein A (+) であり、中皮腫の場合に陰性となる抗

体が陽性であるから、中皮腫は否定される。

イ 提出された細胞診標本からは、肺がん（腺がん）が疑われる。

ウ 以上から中皮腫は否定され、続いて、石綿起因性の肺がんの可能性も検討されているが、これについても、放射線画像では、線維化の有無についてはやや疑義があるものの、明らかにプラークが認められないことから、否定された。

ということになる。

結局、中皮腫については、免疫染色の結果、特に、腺がんとの区別において重要なCEAが陽性であるという結果が重視され、否定されたものと思われる。

3 判断

当審査会としては、上記医学的判定の当否を判断するためには、自ら画像及び病理標本を見分する必要性を認め、画像については、その保管先の■■■■病院から物件9及び同14のエックス線フィルム及びCTフィルムを、病理標本については、同病院から物件20を含む27枚を、また、機構からも物件22の5枚をそれぞれ借り受け、これらを画像診断又は病理組織診断にそれぞれ豊富な知識と経験を有する専門委員を交えて見分したところ、その結果は、次のとおりであった。

(1) 画像について

左肺は、胸水の貯留と含気が低下して硬化した肺所見を呈し、右肺は、胸膜の肥厚石灰化と右縦隔リンパ節の石灰化が認められるが、明確な肺線維化は認められず、プラークも認められなかった。結局、中皮腫かどうかの診断は困難であった。

(2) 病理標本

主な見分結果をまとめると、以下のとおりである。

	細胞診標本	病理組織標本
calretinin	+	
C E A		-
surfactant apoprotein A	+ / -	-
keratin	+	+
T T F - 1	+	+

(3) 検討

C E Aについては、XXXXXXXXXX病院のもの及び機構のものいずれの病理組織標本においても明らかに陰性であった。また、surfactant apoprotein Aについては、細胞診標本では陽性を示す細胞と示さない細胞が認められたものの、より重要な意味をもつ病理組織標本では陰性であった。以上の免疫染色の結果からは、肺がんではなく中皮腫である可能性が強いと言える。つまり、これらの陽性反応を主な根拠に中皮腫を否定した小委員会の審査は、その前提において誤っていた可能性がある。小委員会における再度の見分を望みたい。

そして、これに細胞診標本で calretinin が陽性であったことを合わせ考慮すると、中皮腫である可能性がより強く示唆されると言うべきである。結局、上記の医学的検討に加え、第5の1で検討した請求人提出資料を合わせて判断すれば、法第2条第1項にいう中皮腫であると認定し得られると思われる。

4 結論

認定申請者の申請に係る疾病を中皮腫と判定しなかった環境大臣の医学的判定には疑義があり、さらに、これを踏まえて行われた処分庁による原

処分は不当である。よって、その余の請求人の主張を検討するまでもなく、
これを取り消すこととする。

よって、主文のとおり裁決する。

平成21年3月19日

公害健康被害補償不服審査会

審査長 大 森 淳

審査員 町 田 和 子

審査員 柳 憲 一 郎